

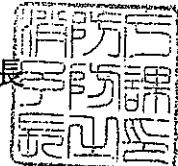
消防予第190号
消防安第178号
平成17年8月9日

(写)

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

] 殿

消防庁予防課長



消防庁防火安全室長



避難・消火困難な物品販売店舗において講すべき防火安全対策について

量販店等の防火安全対策については、「量販店等における火災の再発防止に係る立入検査について」(平成16年12月14日付け消防予第250号及び消防安第230号)、「量販店等における防火安全対策の徹底について」(平成16年12月20日付け消防予第253号及び消防安第236号)、「年末年始に向けた放火対策の緊急強化について」(平成16年12月21日付け消防予第255号及び消防安第237号)、「量販店等における当面対応すべき防火安全対策の徹底について」(平成17年1月19日付け消防予第5号及び消防安第7号)、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの策定について」(平成17年4月11日付け消防予第72号)等により、積極的な取組みをお願いしているところです。

また、当庁では、昨年12月13日に発生したドン・キホーテ浦和花月店火災を踏まえ、「避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策検討会」(委員長:室崎益輝 独立行政法人消防研究所理事長)を設置し、量販店等の実態と当面講ずることとした防火安全対策について整理するとともに、火災実験等により避難・消火困難な物品販売店舗の火災危険性の評価及び講すべき防火安全対策について検討を行ってきたところですが、今般、別添のとおり検討結果が取りまとめられました。

つきましては、避難・消火困難な物品販売店舗において講すべき防火安全対策について

下記のとおり示すので、今後は、これらの事項を踏まえて、避難・消火困難な物品販売店舗の防火安全性の確保に努められるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内市町村に対してもこの旨周知していただきますようお願いします。

なお、別途、火災実験の状況をDVDに編集し、貴職及び貴管内市町村分を貴職に送付するので、防火管理講習等の機会を活用し、避難・消火困難な物品販売店舗等における火災危険性と防火安全対策の重要性について周知・啓発するようご配慮願います。

記

1 避難・消火困難な物品販売店舗の要件

「避難・消火困難な物品販売店舗」とは、次の(1)及び(2)に示す火災危険性を踏まえ、複数の独立陳列棚に陳列される石油系原料を主成分とするクッション家具、化繊系衣類等の上端が、天井から80cm以内にある物品販売店舗を指すこととする。

- (1) 石油系原料を主成分とするクッション家具(特に火災成長係数が大きいポリエステル、ポリプロピレン、ウレタンフォーム、アクリル等の石油系原料を主成分とするクッション、座椅子、座布団等をいう。)、化繊系衣類等が燃えると、一般的な売場の2倍程度、事務所用途の4倍から8倍程度の速さで火災規模が大きくなる。
- (2) 独立陳列棚(商品を陳列するために設けられた棚であって、壁際に沿って設けられた棚以外の棚をいう。)に陳列される商品の上端と天井との距離が80cm以下である場合は、短時間で隣接陳列棚に着火するとともに、その裏面も短時間で高温状態になる可能性が高いため、火災時の延焼拡大速度が速く避難困難性が高い。なお、陳列棚相互間の距離は天井との距離に比べて延焼拡大に及ぼす影響は小さい。

2 避難・消火困難な物品販売店舗において講すべき放火火災防止対策

避難・消火困難な物品販売店舗で火災が発生した場合の危険性を踏まえると、放火火災防止対策のより一層の強化を図ることが重要であり、特に、次の(1)から(5)に示す事項に十分留意し、放火火災防止対策を推進する必要がある。

- (1) 避難口方向の見通しが悪い部分や死角となる部分が少なくなるように商品の配置について配慮すること。また、死角となりやすいトイレ、バックヤード、階段等の可燃物等を整理整頓し、不要品を除去すること。
- (2) 火災時の熱により破裂したり、火災成長を促すおそれのあるガス容器、オイル缶等は、従業員の目に触れやすい場所にまとめて置くこと。
- (3) 死角となりやすい箇所を中心に、従業員や警備員による巡回を強化すること。なお、

トイレでの放火も散見されることから、定期的に巡回することも必要である。

- (4) 死角となる場所や火災危険性の高い場所については、放火監視センサー、ITVカメラ等の放火監視機器等を活用すること。特に、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」に適合する放火監視センサーは、高さ3cm程度の微小火源を瞬時に検出できるものであることから、放火火災防止に有効であること。
- (5) 放火火災防止対策強化中である旨の注意喚起表示を行うこと。また放火監視機器が設置されている場合は、放火監視機器により監視中である旨の注意喚起表示を積極的に行うこと。

3 避難・消火困難な物品販売店舗において講すべき消防対策

避難・消火困難な物品販売店舗で火災が発生した場合、消火器（一定規模以上の物品販売店舗では屋内消火栓設備も併用）を活用して初期消火を行うこととなる。これらの消火設備は人が操作をして初期消火を行うことから、消火の確実性を高めるためには、火災規模の比較的小さい火災初期段階で火災を覚知することが重要である。

消防対策としては次に掲げる措置を講ずる必要があるが、2で示した放火火災防止対策も火災初期段階で火災を覚知し、初期消火を成功させるために有効である。

- (1) 従業員等が速やかに初期消火を行うことができるよう、消火器の設置場所を分かりやすくするとともに、常に従業員等が使用できる状態に維持すること。
- (2) 従業員等が速やかに初期消火を行うことができるよう、全ての従業員等が消火器、屋内消火栓設備等の使用方法の習熟しておくようにすること。

なお、避難・消火困難な物品販売店舗では、火災規模が早く大きくなる一方で、石油系原料を主成分とする商品の消火困難性が高いこと、天井近傍まで商品が陳列されているため有効な消火が期待できないことも想定されること等から、今後、このような店舗の特性に適応した自動消火設備の開発を行っていく必要があること。

4 避難・消火困難な物品販売店舗において講すべき避難対策

避難・消火困難な物品販売店舗で火災が発生した場合、火災時の避難困難性が高いため、短い避難時間（歩行距離）で安全な場所に避難できるようにすべきであり、次の(1)から(3)に示す対策を講ずる必要がある。

- (1) 避難通路、壁等で囲まれた売場で客のいるあらゆる部分から歩行距離7m以下で避難通路に出ることができるか、避難通路で囲まれた売場部分の面積を100m²以下（当該売場を囲む全ての避難通路に出ができるものに限る。）とすること。
- (2) 避難階以外の階に入れる場合は、全ての直通階段が耐火構造の床及び壁並びに常

時閉鎖式又は自動閉鎖装置を設けた防火設備で区画されているものに限り、避難階に避難・消火困難な売場を設けることができることとすることが適当である。なお、この場合、直通階段から屋外に至る避難通路は簡明なものとするとともに当該避難通路に面する売場の独立陳列棚は、通路から4m以内の範囲では、避難・消火困難な売場としないことが必要である。

(3) 避難施設の管理、従業員に対する防火教育・消防訓練を徹底するとともに、誘導灯及び誘導標識の視認障害が生じないよう徹底すること。なお、避難通路の一方が行き止まりになっていたり、積極的に出口に向けて誘導する必要のある避難通路の床面には、避難者が間違った方向に避難しないように蓄光式避難誘導標識の活用を図ることが望ましいこと。

5 避難・消火困難な物品販売店舗における違反是正の徹底

避難・消火困難な物品販売店舗における火災危険性を踏まえ、「量販店等における当面対応すべき防火安全対策の強化について」(平成17年 1月19日付け消防予第5号・消防安第7号)記2等に基づき違反是正の徹底を図る必要がある。

予防課 設備係
担当： 伊藤・高垣
防火安全室
担当： 高橋・青木
TEL : 03-5253-7523
FAX : 03-5253-7533
E-Mail : takagaki-t@fdma.go.jp